第二項の表二一の項及び二三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項及び四の項を次のように改める。

三	削除
四	削除

第二項の表五の項及び八の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一九の項を次のように改める。

一九	削除

第二項の表二〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十一　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表一二の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十二　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第二項の表三二の項及び三三の項を次のように改める。

三二	削除
三三	削除

第二項の表三四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十三　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十四　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

十五　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

十六　平成十一年郵政省告示第五百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第二項の表五の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十七　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

六一	削除

十八　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四〇の項から四三の項までを削る。

十九　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

二十　平成十七年総務省告示第五百六十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

二十一　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三の項を次のように改める。

三	削除

表七の項を次のように改める。

七	削除

表一四の項を次のように改める。

一四	削除